

2013年10月11日

10月15日より株式会社みずほ銀行において、
「しあわせの架け橋(定期支払プラン)」を販売開始いたします。

三井住友海上プライマリー生命の外貨建終身保険

しあわせの架け橋(定期支払プラン)

死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付)

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:北川 鉄夫)は、2013年10月15日より株式会社みずほ銀行(取締役頭取:佐藤 康博)において、死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付)『しあわせの架け橋(定期支払プラン)』を販売開始いたします。

『しあわせの架け橋(定期支払プラン)』は、日本円よりも比較的高い利率で運用できる「外貨建て運用」の終身保険に、「定期支払金」と「死亡保障充実」機能を備えた終身保険です。

告知なしでご加入いただくことができますので、健康状態に不安のあるお客さまや年齢的に終身保険は難しいと考えているお客さまにも安心してお申込みいただけます。

定期支払金は契約日後の毎年の契約応当日に、積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を10年間、解約控除なしでお受取りいただけます。また死亡保障を魅力のひとつに据え、契約日から10年後に定期支払金の受取りに変えて死亡保障を充実させます。

なお、お客さまのニーズやライフスタイルに合わせ、10年後の死亡保障充実開始日を変更することにより、定期支払金を継続してお受取りいただくこともできます。

契約する外貨は米ドル、豪ドル、ユーロの中からご選択いただけます。一時払保険料は、円貨でも入金することができます。さらに契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でも入金することができます。

『しあわせの架け橋(定期支払プラン)』はふえた分はご自身で使い、将来はしっかりのこしたいというお客さまのニーズにお応えすることができる終身保険として魅力ある商品となっております。

商品の特徴とイメージ図

Point 1

米ドル・豪ドル・ユーロの3種類の 外貨から選んで運用することができます

- 米ドル、豪ドル、ユーロの3種類の外貨より、契約通貨をお選びいただけます。一時払保険料は、円貨でも入金することができます。(円入金特約)
- 更改日*1ごとに、積立利率*2を見直します。
- 契約日から死亡保障充実開始日前日までは、契約日および各更改日に適用される積立利率で運用します。



- 積立利率は契約日および各更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間により、異なります。
- 契約時に選択いただいた契約通貨を保険期間中に他の外貨に変更することはできません。

Point 2

毎年、自動的に定期支払金が振り込まれます(円貨で受け取ることもできます)

- 毎年1回、定期支払金を10年間お受け取りいただけます。定期支払金は、指定口座に振り込まれます。
- 定期支払金は契約通貨の他に円支払特約を付加して円貨で受け取ることもできます。
- 10年目以後も継続してお受け取りいただくことができます。



- 定期支払金を円貨で受け取る場合(円支払特約)、為替相場の影響を受けますので、定期支払額は変動する場合があります。
- 定期支払特約を更新した場合、更新日後の定期支払額は、更新日における保障基準価格に積立利率を乗じた額となります。

Point 3

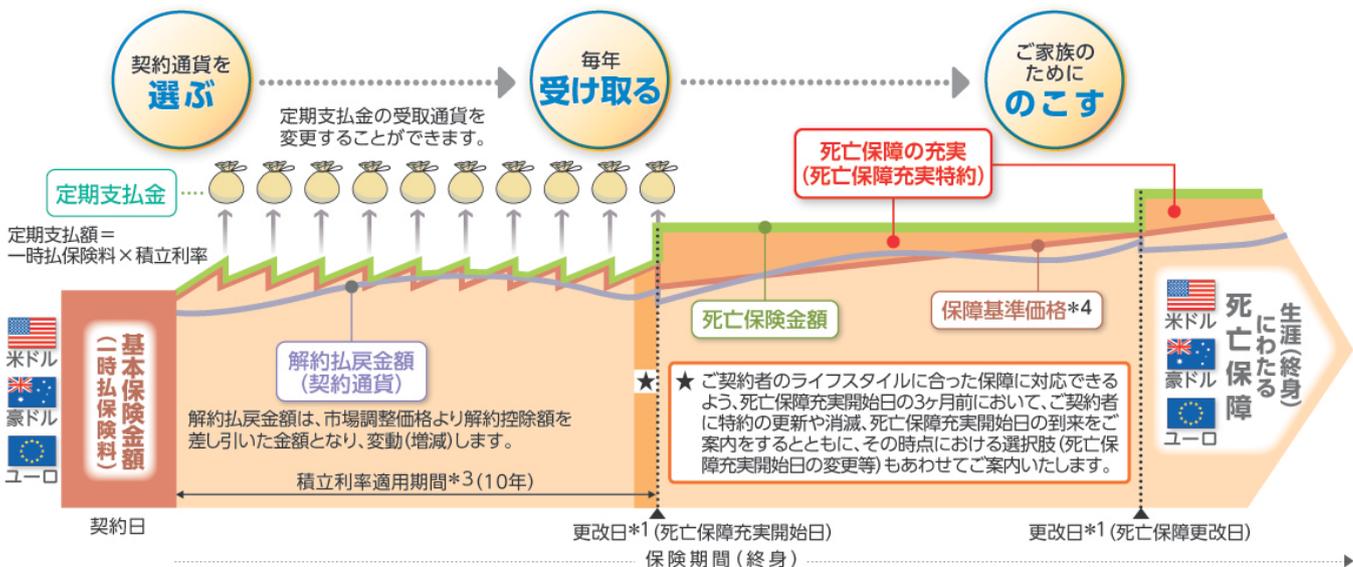
死亡保障が充実します (死亡保険金額が大きくなります)

- 被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。
- ライフスタイルに合わせて、死亡保障充実開始日を変更することもできます。



- 死亡保障充実開始日以後は、定期支払金は支払われません。
- 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による場合等の免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

【イメージ図】



- *1 契約日から10年ごとの年単位の契約応当日をいいます。ただし更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、以後、3年ごとの年単位の契約応当日に更改します。
- *2 本商品の積立利率は保障基準価格を計算するために契約日および各更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間に応じて定める利率です。なお、死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差し引いた利率となります。
- *3 積立利率適用期間とは、契約日または更改日から次の更改日の前日までの期間です。
- *4 基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した額です。死亡保障充実開始日以後は、保険金額を基準として経過した年月数により計算した額となります。

※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。詳細につきましては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■ 死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付) 商品概要

基本保険金額(一時払保険料)					
契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ	
最低		2万米ドル(1米ドル単位)	2万豪ドル(1豪ドル単位)	2万ユーロ(1ユーロ単位)	
最高* (①②の いずれか 低い金額)	75歳 以下	①	400万米ドル	400万豪ドル	400万ユーロ
		②	契約日時点の円換算額3億円		
	76歳 以上	①	100万米ドル	100万豪ドル	100万ユーロ
		②	契約日時点の円換算額1億円		
※最高保険料の円換算額は契約日時点の三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートにもとづき算出します。					
円入金特約 を付加した 場合	最低	200万円以上(100円単位)			
	最高	【75歳以下】3億円以下 【76歳以上】1億円以下			
外貨入金特約を 付加した場合		払込通貨が上記最高額、最低額に準じます。		取扱いません。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		15歳～80歳			
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日			
契約者		被保険者の2親等以内の血族(父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹)または配偶者			
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族			
保険期間		終身			
保険料の払込方法		一時払のみ			
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。			
定期支払特約		契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約日または更新日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受取りいただきます。			
	支払時期	定期支払日(毎年の契約応当日)			
	定期支払額	契約日または更新日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受取りいただきます。			
	定期支払金の 通貨	契約通貨にてお受取りいただきます。円支払特約の付加により、円貨での受取りが可能です。			
死亡保障充実特約		死亡保障充実開始日以後は、次回の更改までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。この保険金額は、基本保険金額、また、直前の保険金額を下回りません。			
	死亡保険金額	死亡保障充実開始日以後に被保険者が死亡された場合、以下の①、②のうちいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ①被保険者が死亡された日における保険金額 ②被保険者が死亡された日の解約払戻金額			
付加できる 主な特約	円入金特約	一時払保険料を円貨で入金することができます。			
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。			
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金および定期支払金などを円貨で受取ることができます。			
	遺族年金支払 特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。			

* 契約日における被保険者の満年齢により異なります。

※ 同一被保険者で、本商品以外に三井住友海上プライマリー生命の通貨選択利率更改型終身保険・利率更改型終身保険(通貨選択型)・通貨選択型個人年金保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■預金などとの違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について（この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。）

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●保険期間中に適用する積立利率および予定利率を設定する際にかかる費用

・死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率となります。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。

・死亡保障充実特約における保険金額の算出に適用する予定利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率となります。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

●一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

●一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円貨で受取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。

・円入金特約により、円貨で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して 50 銭を加えたレートとなります。

・外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは、(契約通貨の仲値(TTM)+25 銭) ÷ (払込通貨の仲値(TTM)-25 銭) で計算されたレートとなります。

・円支払特約により、円貨で保険金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して 50 銭を差引いたレートとなります。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して 1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率(10%～1%)を契約日の基本保険金額に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

※死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付)『しあわせの架け橋(定期支払プラン)』の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※上記商品に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。